

御水屋敷並人足社略伝

緒言

此のあらましの伝え文は、僕に道を伝へた
べりし上田の美澄大人に伴はれて、去ぬる未
（明治二十八年）の春、御水屋敷へ詣で大
人の引き入れに神の社と称うる方の太籬君に
おろがみ謁見の栄を得、爾来幾度となく教の
祖の説き置き給ひし直竹のふしぶしを示し、
蘆はれる憩の忘る、時しあらねば、いよ／＼
君を尊む心の深くなりたるに、こたびしは、
しかほと御許に使えまつらう幸をさへ得させ
たうべく、いとも学の道の限りを教へたまへ
るぞ、かしこくも身にしみはべりぬ。將にそ
の教を授け給へる間に／＼、君の身にかゝつ
らうありにし舊ことより今日の日に至れるこ
と々も語り聞かせ給へるうれしきに、そうふ
んもと、し、且うは君の祖父君のこと共をさ
へ何くれとなく能もわけ知れる耆老たちの、
まめやかに語りつくるを、かいあつめ只己が

真心をみがく料にとはなしぬ。然るを同じ道
ゆくともだちが、此は天道ものなれば世にひ
ろむるこそ善けれめと、ひたぶる勤むるにぞ、
もとより秘め置くべきにあらざれば、ふんで
（筆）をもとり直さで其れがま、いそぎ梓に
上疏のこと、はなりぬ。

明治の三十とせふるき暦の神無月はたちま
り八日（明治三十年旧十月二十八日）

武蔵野に萌出る蕨の郷（埼玉県蕨市）
いたくらの松操（板倉喜代平）

印

印

御水屋敷並人足社略伝

抑も御水屋敷人足社にきやしろと称するは神道天理教会本部を西を距る二里、即ち奈良県生駒郡安堵村大字東安堵五十一番地、天理平安支教会々長飯田岩治郎太もろ籌君にして君の家代々豪農の名、世に知られたり。然るに祖父利兵衛なる者米穀綿類の商業を営み、商略を失し大いに累代の家産を破りたり。四子を産み世子に善六の通称を襲はせ、次を文古、三男を槌太郎一女を瀧衛と名づく。三男と一女は幼にして歿す。嗣の善六子なきを以て、弟文古に妻を娶り一男を挙ぐ。時に安政五年（一八五八）三月二十三日なりき。之れ即ち岩治郎太籌君なり。善六子なし愛育甚だ厚く且（養母）幸子は同村大字西安堵、川畑仙助の女、弟文古と心をあわせ天地神明に祈誓をこらし、家運を挽回し亡父の冥を慰めんと専ら節儉を主とし農事をはげみ、遠近の児童に習字読書を教

授し貧民をあわれみ、慈悲心深きを以て郷人其影をも拜し、遠人其徳を慕い来るものひきもきらざりき。

太籌君幼時より其性温良にして英知ありなすところ他の小児と大に異なるあるを見て之を後來我家に幸いを与うるため、天の賜うところなりきと寵愛する畜ならず。然るに君六才の初秋より腹痛の氣味ありしが、追々重症となり漸次病勢加はりしかば、医師の今村文吾、吉田賢良・佐々木佳齊等術を盡し、薬餌におこたらず、又は奈良の二月堂にて七人垢離をとり、生駒村宝山寺歡喜天に於て大祈禱を願ひ、其他諸所の神社佛閣へ祈願するも、更に其の効驗顯われず、今は詮方つきて近隣のものも皆寄つどい手をこまねき一大息するのみなり。このとき隣家平井伊兵衛（平井氏の宅地を教祖様より米一升を此屋敷へ伏せ込む。米屋敷と名づく）と仰せありし由、何れそのかやしは大道だうだうお、くわんとなりて現わる、事ならん）なる者申さる、に拙者の親類、生

屋敷の箱屋の隣に、ふしぎなるはなしをして人を助ける老婆があるとの事を聞きたり。

これを頼みて何かのさわりでもあるか見て貰うては如何とす、めるま、然らば、直に請託せんとて、僕の庄助を走らせしに折しも、其の老婆には糸をつむぎ居られしが、庄助の姿を見るやいな

待った／＼待ちかねた／＼／

と膝をた、きて勇み喜ばれしと、其時傍らに針仕事をなしておられたる娘子（こかん・おしう）等は、また老婆には何国の人かは知らぬに、ふしぎなることを云わる、よと、つぶやきあへりと。依て庄助には御頼み申度よしつぶさに申入れしに、速にうけがいて、別に身ごしらへもせず其儘出でられ道すがらも、いさみ／＼て来り、飯田家の門を遁入るとき、今日は先代の伯父に逢に來ましたと、云われたる故、これを聞きたる人々は、最もふしぎなることを云はる、なりと語りあへり。

この時文久三年十二月十日の七ツ時なり、老婆とは天理教教祖奈良山辺郡三島村中山善兵衛様の令室みき様なり。教祖には御自宅の門を出でらる、時、神様より先代の伯父にあわせるぞと御告ありしと後に語られたり。

老婆には家族のものにも一礼をのべ病人の枕辺にいたり満面笑みを含ませられ

棄いらぬ、川に流しておくれ。祈禱するにもおよばぬ、皆ことわりなしたがよろしい、

と云はる、故、其意にしたがへ奈良、生駒などへは断り使を遣りたり。然るに今迄悶えくるしみいたりし病人の腹部を両手にて一二度なでさすると忽ち腹部治り、折しも親類より牡丹餅を貰いしが、それを食べたいナーと云

はる、ま、一つ与へしに食し終り又一つ乞はる、も両親をはじめ皆の人々も百日あまりの此病人、殊に永らく絶食なりし故、過ごしてはならじと半分与へたり。かく忽ち食事まです、まるほどの御利益のあるとは如何なる神のなす業かと一同驚き恐れ稀有のおも、ちなすばかりなり。其翌日腹痛はじまりしに一度なで、貰うと忘れたる如く治まり、御両親の喜び云うばかりなく、御宅の都合よろしくは暫らく御泊り下さるようにと願ひしに御心よく御承知になり、それより日一日と力つきやせ衰えたる身体も今日より明日と肉づきて一週間めには近所の児童をあつめ走り競べをなして遊ぶ程の元氣になりたり。

教祖には御入りありても別に、まじない
よふのこともせず、神仏を祈念するでも
なく、居合せた人にこれから先の道すが
ら、その道すじというのはな、これ／＼
に変わる、世の中はかやう／＼に移るの

やと。又は人間のはじまりはどうゆうこ
と、云うならば云々と謡う如く、話する
如く耳なれぬ不可思議のこのみかたら
れ、又此の小児には水のさづけを渡す。
水のさづけというのは、この小児の汲み
たる水を飲んだることなら、如何な悩み
患らいも助けるぞ。水は五勺入れのつる
べにて汲むべし、五勺が五合となる道が
つくのや。五合が五升となると、おうか
ん大道となるのや。すぐに五勺入れのつ
るべをつくれ。

との事ゆえ



図に如く作らせたるに、おちさんに汲みよう
を教へんとて君を抱き水を汲みあげ此後ほか
やうにして汲むべしと申され、

さあ／＼如処のいづくへまいるとも、あの井戸にて、あのつるべにて汲む心して汲めば同じ理にうけ取るで。

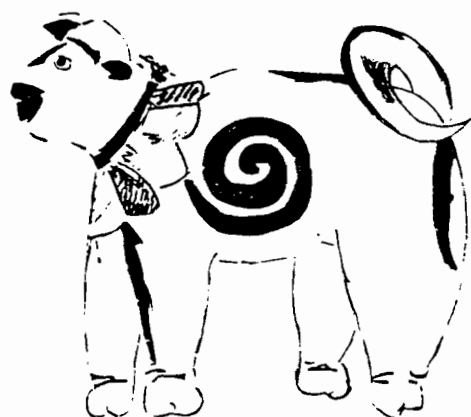
さあこの屋敷に一升入れの油壺を伏せおく程に、汲んでも／＼ つきん。これ末代のことやで。油は水へたらすとみように拵がらうがな。

と神様より御言葉あり。此事一時に近郷近在に誰知らぬものなきように、バツト評判たかくなりければ伝へ聞き助けをうけんと来るもの多くなり。ふしぎなる御利益を皆々いたゝきたり。時既に大晦日に迫りしゆへ、一まづ生屋敷へかえられ、其の留守中も続々助けを受けに来るものあり。君には喜び勇んで御水を汲んで与えるに如何なる難病も全快いたされたり。しかれども十分来るうちに一人、二十人来るうちに一人位はす、めても頼んでも手あそび等にまぎれ居りて、何となく不気嫌

にて汲まざることあり。掘なく汲み与えるときもあるが、之れ神様の御立腹つよくして助らぬを悟らす為なり。

翌年（文久四年——一八六四）正月中旬に老婆御出でありしが程なく御帰りになり、二月下旬君又もやはげしく腹痛みだしたる、折りしも老婆来合せたり。この時御自身に御細工なされし玩弄物の犬をおぢさんに御みやげなりと持参せられて賜りたり。

白木綿にて造り
たるものにして
今猶 保存して
太壽君常に珍重
せらる、なり。



こゝにふしぎなるはかく日々多數人來るうちに病人の門前へ來ると君の頭部いたみたる時は、頭部を患うるものゝ來るをお知らせ下さるなり。腰の痛む時は腰の悩む人がまいり腹の痛みいるときは腹部を煩らう人の必ず助けを受けに來る印にて、君にこの印ありし人々はこの屋敷にいるうちに如何なるなやみも忽ち全快したりとなん。これ神様の御靈驗を人間に知らしむるために種々なる御働きのありし事にて、人智のはかり知ることにあらず

老婆のまたもや安堵にまいりおらるゝと聞くや、ます／＼多人數毎日夜の明けるを待ちては寄り來り、門を開くを待ちかね我先にと入り來るありさまなれば、家内一同仕事も出來ぬこと故、母上の思うにはこれでは働くことかなわん、老婆に歸りて貰うにしかじと心のまゝに申上たるに、ふしぎなるかな、立ち処に身体其儘動くこと出來ぬようにしびれ息の止まる如き心地して言葉も出し得ず、如何ともなす事ならぬよう相成りたり。家内一同

驚き恐れ顔見合せ居たるのみなりしが、父上には老婆の前に進み、いろ／＼と御詫び申し入れたるに、老婆は何時乍らお笑いなされて

さあ／＼これでない壽命も助かるは神の力なるぞ

さあ／＼間違いやで／＼我子さえ助からば、ひとはどうでもよいと云う心、その心を入れかえて、さんげさせねばならん。

との仰せに母上もおそれ震るえてさんげせしかば、すぐ様自由用叶うやうになりたり。かく眼前に心のむけようにて、罰も利益もあることを見聞きする故、其の嘶の四方に響き、漸々大阪又は河内等の遠方より募い來ること、はなりし故、法隆寺村の山伏の取締役古川豊後なるもの、この儘に捨て置けば容易ならざる事なりと、大いに怒り奈良の金剛院と同道にて、菊の金紋附けたる兩掛に位符をたて

威儀おごそかに入り来り、一息に取りひしかん勢にて老婆を呼び出し申さるゝには何奴なるぞ、官職もなく多人数を集め祈禱するの、助けるなどとは国法を破るふとゞき者めと罵りきびしく談じつめても、老婆は少しも意とせず アハハ……と御笑いなると益々たけりたち、身分柄をも顧みずあざけり侮るとは不埒千万なり。此申し開きせずば捨置がたと威しつけ此上は如何になりゆくものやと居並らふものは、手に汗にぎり控えおりしに老婆は徐ろに申されしには——妾には何も知れませぬが私には神が下りて何事もおっしゃるのや——と云いながら扇子を御持ちになると見えしが、

さあ／＼／＼問答／＼／＼なになりと尋ねイ……………

と仰せらるゝと兩人にて種々なる難題を申しかけしが、一々水の流るゝ如くあざやかに御

答あり。

さあ／＼尋ねイ／＼ 根くらべ知恵くらべ、そんな浅いことより尋ねることがないのか、知らないのか、馬鹿者め——

と大音声にて睨みつけると兩人共身体すくみ一言も云い出でず平伏なしたるに。

さあ許さぬぞ……神をあなどり……………

と仰せらるゝと頭を下けたまゝ、ぢり／＼と、あとずさり鼻り口の板の間まで降り平伏なしたり。兩人ふるい戦きあわれにこそ見えた。来合せたる多くの人々にも太息ついて恐れ頭を上げる者とはなかりける。善六君にはこれを気の毒に思召し、隣家の松田清二郎と老婆に向い、彼等は真の神様とは知らず悪口雑言せし罪を改めてさんげいたさせる故、我々兩人に対し御許しあらるゝようにと一心

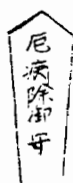
こめて御詫びせしかば、ようやく御怒り解け
神様はおあがりになりたり。山伏兩人はおそ
る／＼座敷に昇り、尊き大神の御かゝりな
さる事とはしらず凡人の所為と侮り無礼いた
したる事ともを詫入しに老婆には心をあらた
めて神様へ懺悔したがよいと申聞かせたり。
兩人はつゝ、しみて云はるゝに国法のありて、
御許可なきものは人を集め祈念祈禱の出来ぬ
事なる故、われ／＼宜しく其手続をいたし御
水や御守を人に与へる事もまた御老体におい
ても公然に人助けのできるように取りはから
い申しあげたし、依て我々に御まかせありた
しと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん
／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにいた
りし時、神様御下りにて

さあ／＼この屋敷をこうずい場所、水屋
敷といういんねんをつけおく

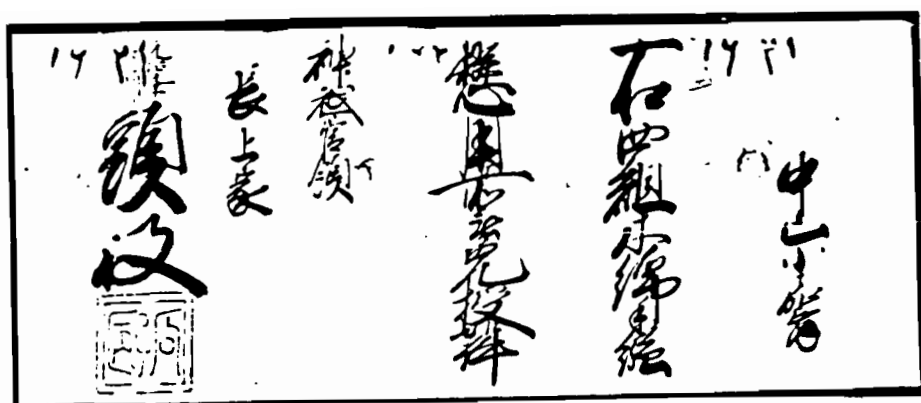
との御言葉に、然らば之より京都へ上り古田

御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老
婆より五兩、飯田家より三兩受取帰られたり
老婆には彼等は金がほしいのやから、マーま
かしておいたがよいと笑いおられしが、程も
なく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを
二通持参せられたり。此時より左の御守りを
参詣人に渡すこと、なり。時は文久四年子の
四月なり（文久四年二月改元元治元年——一
八六四）

ほうそ餘に出されしお守



この二通の許しというは古田より出てたるに
あらず古川豊後が私利を貧らん悪意より偽証
をつくり渡したるに此こと早くも總取締守屋
筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。

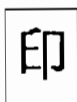


(註、この中山小かん宛の神道裁許狀は大和国神職總取締役從五位守屋筑前が此時古川豊後より没収し、永らく藏堂の村屋神社に保管されていたものを、昭和五十六年に当神社宮司守屋広尚氏が天理教教会本部史料集成部へ寄贈する)

中山小かん舞
右四組木綿手繰懸用当所能
免授如件
神祇管領
長上家

元治元年
子二月

頭 役



老婆には三十日ほど御滞在なされしことなれば、日々の賑い門前に市をなりたり。三月下旬に生屋敷へ御帰りになりたる故、参詣人には御水を渡し、又は老婆を慕うものは案内いたしては生屋敷へ送りたり。

教祖の他所へ出て御助けをなされしは、太籥君がはじめにて又生屋敷へ遠方より参詣になり始めたるは飯田家より案内し或は送りたるよりはじまる。これ神様の深き御いんねんをつけらるゝ為かくなされたる事ならん。

老婆御帰宅の翌朝、君には腹痛みだし、苦しむより下男に背負はせ連れ行かんと村はづれまで出るとおさまりたり。痛みなく戻らんとすると又痛み出し、此後幾度となくかゝる事のありたり。老婆の許に居る時は何日遊び

いても身になやみつることなく母上と暫く泊り居て老婆には、おぢさんよ／＼と大切にいたさるゝ故、君には帰ることを少しも思はず、然るに父上には非凡に愛さる所より顔が見たい故戻れ／＼と度々下男を遣わすも老婆の気嫌よく

さあ／＼さぞお父っあんも会いたかろう
ゆきな／＼よ

と云われし時に戻り二三日はなやみもなく、その迎えのものに向かつて

今日は帰らねばならぬのが

と御きげんあしく仰せらるゝ時に戻りし其夜は何時もなやみつき夜中に連れゆきし事幾度ありしか数へつくされず。雪の時も雨の夜も連れゆく母上の心のうちこそ思われける。或る時雨眼痛みて堪えられぬより雪の夜を冒し

下男を連れてゆき門をたゝいておこしたりに
老婆と小かんと並び居て兩人とも膝をたゝ
いて

待つた／＼ 待ちかねた／＼／＼／＼

と勇み居られしが忽ちいたみ治まりたり。其
翌朝老婆には一層喜ばれて

おぢさんよく来た／＼ いまによい嫁さ
んをもろうてあげるよ。

と君のまいる毎に喜び大切にもてはやした
りしが、十三才（明治三年——おしう出直）
の春より文学諸芸を仕込まんとて父上より御
願いたし宅へ戻り毎月二三回づゝ参りしが、
ふしぎや十三才以来はなやみなく学問を勉強
せられたり。

君十八才の時（明治八年——「中南の門」ふ
しん）はなれ座敷の御普請始まり、その手

伝をなし板けづりなどして働きおられしが、
はからずも発病いたし次第／＼に重り医師も
充分手を盡せどもやせ衰へ痛みたるには非ざ
れども一日／＼と肉落ち目もあてられぬ姿に
なりけるは両親に於ても、此度こそとても此
世の別れなるべけれと一先神様に御伺いたし
みんとて御願に出てしに

さあ／＼病ではない、神が家をつくるそ
うじするのや、案じるでない、さんげせ
い／＼。

との御言葉により一同安心いたし君には十三
才以来通りし道筋を思案して、さんげし考え
て御詫びをなしたるに、忽ち力づき父上は心
配して三日目に尋ねに人をやりしが、肉こそ
つかねど充分元氣づき勇みおられしを見て驚
き戻り、この様子を嘶しされしに父上にはこ
おどりして喜ばれしとなん。一週間目には本
腹いたし、然るに数日を経て腹痛み出し、堪

えかねる時、御伺い申せしに、

さあ／＼神が家をつくるのや、今柱のあら木どりや、そうじせねばいかん

とてだん／＼心定めのお話あり、又さんげの角々を申上一時なおるとまた痛みだし、

さあ／＼柱をけづるにもあらしこより、じやうしことだん／＼磨くのやと神が申さる、

と程経て痛みだし

こんどは梁のこしらえや、今度は板づけや、鴨居や敷居や、天井や

と度々御手入あり、これも神様よりだん／＼のお話を聞かすためになくなされしなり。又々痛み、

屋根ふくのや、壁ぬりや

と数へつくせぬ程に毎日々々御なやみをいたゞき或時烈しく痛み出し何分にもこらへきれぬ故、余り苦痛の甚しきま、此上はさんげのいたしかた有りませぬ。一層の事御むかへとりいたゞきますと云われしに、

そうあろう／＼此の世のさんげはなくも、人間には知れぬ前世に、丹波市の田村義兵衛（通称田甚）と云う者にて、兩替を渡世として悪事をなしたること、例へば百文を九十九文につかう如きほこりにほこりのかさなり、これに利が重なりである。その他にもあるが、これ第一の悪事や、これをさんげすればよい。

との御言葉に付、さんげなしたるに忽ち拭うが如く苦痛忘れたり。それより日を追って氣

力弥々そなはり母上も大に喜び一先づ安堵へ連れ戻り養生いたし永らくなやみなかりしが老婆の許へ御尋ねせしに突然腹いたみ出した

り。
さあ／＼話ある。両親を呼べ

との御さしづにより人を走らせ両親を呼び寄せ御伺したるに。

さあ／＼よく聞け、このものは神の社に
もらいうけるぞ、神の人足社と定めるの
や。今日より別鍋を食べさせ、
今日より心を濁すでないぞ。如何なるこ
とにせまるとも、決して腹を立て、はな
らぬ。他の者の如くには働かぬともよい
働こうとも思うな……………。

腹を立てぬのが何よりの働ぎや、この者
は此の道の、めあかしに神が使うのや。
神が貰いうけたとて家の世継ぎには不自

由さ、ん。今日の日より神が引き取るで
はない。神の方に用のある時つかうばか
りや。

との御言葉に父母とも大いに喜び只今より
差上てもやむことなきに、家の子はこれ一人
と思召し下され相統に差支なきようにして下
さるとは有難きこと此上もなき次第。さあさ
あ差上げます／＼ と両親言葉を揃へて喜び
のあまり涙を流されたり。これにて御さわり
は治まり、又もなやみつきしに老婆には席を
あらため、扇子を御もたせになり、暫らくあ
りて悩みは消えたる心地せし時、何ともあり
ませんと申せしかば老婆は

それでよし／＼
と申されけり。

神様の身上澄みきりたるを見定めて御入

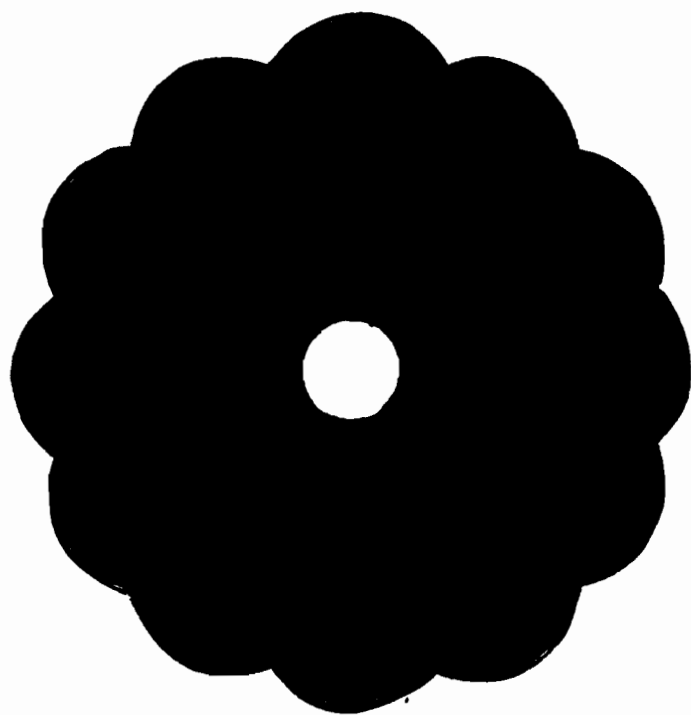
込なりたるならん。

是より教祖は數多の赤き衣をもつて十二の菊の紋を君にも手伝いさせて造られたり。

此の御紋の數と御用いなさるゝ時とは御漸ありたれど憚る所ありて之を略す。

用ゆる時來て思い合すべし。

この後度々御悩みあり、其都度／＼ 神様よりの御はなしあれどもこれをあぐるにいとまあらず。月に四五度は一日或は二日位づゝ家へ戻りたるも前後三年ほどは中山家へ母子ともに詰切りて、そのうちの母子の御艱難の事筆紙につくし難たければ前哲ついて尋ぬべし。君幼年より御さわりの折は、三日五日或は十



原寸大 (径3寸)

日三十日位も絶食せられし事まゝ、あられたり。これ神様の身の内御掃除なさる印ならん。此頃より御なやみ遠くなり翌年春よりは体力爾々増し勇氣之に添い全身肥満し近隣のものは逢う度毎に、えびす様よ大黒様に似たるよと云わるゝ如くになりたり。然れども食事を一週間位なさらぬ事あり、食の有無にかゝわらず毎日中山家の婢僕と畑へ出ては野菜を荷い又は田を耕し或は耘くさぎりなど勤力するも疲労する事なく皆人のいぶかしく思う事なりし、これひのきしんの率先なしたるなり。絶食中の労に堪ゆるは実に尋常の人のなし得られぬ事なり。又農間に老婆の傍にて、御言葉を書しとり人々に与へおられしが或時山本某（山本利三郎か）の依頼にまかせ御筆先を書しはじめしが、因より君には習字は父上及び田中大人等に、文学は田中清夫又は筒井竹水翁に学び幼児より一を聞いて万を悟るの妙智をそなへたる御身上ゆへ、幾とせならずして大いに文筆に秀でられしまゝ、筆勢にまかせ眞名文

字（漢字）を加へ書かれたるに、ふしぎや忽ち身体しびれ筆をもちし手の動かす事叶わずしかるに偶々老婆其所に参られ、

此当時本部に居会せし人々より聞くがまゝ、を記載せしが、御社御一覽の上仰せらるゝには、手の重くなりしのにみて身体のしびれはなかりしなりと。

別冊より記す『この事本部にて山本老人に聞きたる故其のきゝし通りに記載して御社に御一覽願ひしに、このことに相違ないが身体しびれ手の動かぬ事はなかりし、教祖の前にて書きしに直に神がゝりありての御さとしありたりなりと。』

さあ／＼多くの人の中へ、いり豆を出して見よ、食べらるゝ人もあるが齒のわるい者は食べられまいがな。神は如何なる文字も知りておる。固苦しき文字は読む人沢山あろうまい。しやんせ／＼／＼。

との御言葉にて目の覺めたる如き心地して御詫びしたるに自由叶いたり。

こゝに老婆の長男秀司（善右衛門とも呼びたり）、其妻まつへ（平等寺村より嫁したる人なり）の兩人とも其性吝嗇にして老婆を常に苛酷に取扱う事なれば、寄来る他人は日々に何がな持参せねば不機嫌にして安堵よりは、兩人の飯米は勿論其家族中へも、それぞれに毎度金銭を送り、又は村中へ遺物などを勤められ二日め三日め位に何ぞかわりし品を持参して気嫌を取り、なれども婢僕同様に母子共に追いつかい難儀なることを云いつけらるも神様のかくなさる事にて、此道を神が通らせるものと思うより云わる、まゝ働き居りたり。君には成人するに従ひ老婆をばいとも尊とく慕いけれど、一方にては母上の日々我身の為にかくの如く辛苦せらるゝを見れば、快しともならず。さりとて神様の伝なればにくみならず又退きもならずと心の動きはじめて我身

のみなりとも、樂の道を求めんと思う、折しもよけれ山本某（山本利三郎か）仲田某（仲田儀三郎か）等は君の家より多分の金を中山家へはこび常に入費を惜まず人々のきげんをとり又在所がらにも似ず多くの金子を懐中せらるゝを見て、君の何を云うてもそむかぬを幸とし、之を誘引出し、なにがな馳走にもならんと度々いざない出し、散在いたさせ終には賭事など教へ、だん／＼悪しき路へ手引いたしむ。君には前々より父上には若きものは何か樂みの道なくては叶はじと思へども別によき工風もなければ纏まりし金子を渡し置き常に言はるゝには金銭は人に恥をかゝぬ様に使うべき者なりと。君思うには金子を遣うには面白き道のあるものと人の勧むるまにまに博奕に或は藝妓に娼妓にとだん／＼遊ぶ事に心を入れ終には誰はゝかる気色もなく次第／＼に身を持ちくづし家に戻るは稀にして料理屋を常の栖家の如くし又は、妾を別戸させなどして日々費す金銭実におびたゝしかりけ

りければ、之を見き、する近所の人々より善六殿は此事しらざるべし、忠告して意見いたせんと有りし次第を話せども、敢て驚きもせず又怒りし様子もなく却て喜こばれ、身体の健康なればこそ放蕩も見まねるなり、道楽の為死ぬ者はあるまじ、病身にしてやせ衰へるを見て苦勞して暮すよりましなりやと少しも意とせず。又いわる、には人の難儀になることをして呉れてはならん、それさえなくば此上もなきことなり。もし私にかくして借財して置き、他人に笑わる、ようなことあらば、何時にても此方より返済いたす故、御注意していたゞきたしと案外のことばに人々は却て舌を巻き、呆る、思いをなし、と、親戚又は御里の重立ちし人々には、寄合う毎に善六殿も子の愛におぼれ斯くは申すなれと、此保捨ておかば彼の家の為は勿論本人の信用を失い終には本人の身のた、ぬようにならん。十分改心するよう申しかせたとて遊び居るさき／＼を尋ね意見を加え、又は論したり怒りた

り威したりせしも、只にこ／＼と笑い居て人の心はいざしらず、私の心にては人の意見を聞たとしても直りません。如何程皆さんが言うても聞入が出来ませんと。

君の心中にては、今日より皆々の親切にかく言わる、とて、其意見を聞いて放蕩を止めるとせば、後日に至り彼の放蕩はわしが意見に基きて止みたりと、見下げて言わる、のが此上もなき我身の恥辱、我目的を達するまでは半途に止みもならじと思うより、捨て置き下されいといつもながらの返答に、いかにも手の出しようもなき事なればとて捨置きもならず。此上は良き嫁にても貰うた事ならば、少しはよろしからんと言う者ありて、これより外になすべき道なしと、善六君へ相談致したるに、父上には大に喜び、良き様に皆様御頼み申、との事故、彼所此所と手が、りを求め相当なるを見つけし故、当人にも承知いたさせ妾には十分の手当を致し一先ず手切とし、これにて一同は大に安心いたし、此事を両親

より神様へ伺いにいだしたるに、

ちよつともろうてみい

との御ことは、これでは差支もあるまじとて直ちに相談整え、婚礼の式を取行いたるは、明治十三年九月二十八日、君二十三歳のときなり。然るにその後とても前、と変わる事なく、家に居ること少なく老婆の許へ行くと言うては日々遊び回り、改心する色目の更に見へぬより、嫁にも気の毒になりて暫く実家へあずけること、はなりぬ。

なにぶん放蕩の止むべき様子も見えざるに、永らく引とめなくも本意なき事とて、翌年二月二十二日、終に離縁の手續きをなしたり。

即ち父上より、あづかりいたる金円は遣いつくし、追々他借をなしたるに、父上には蔭より手を回しては返済しつつ、何も心配にはならぬが、他人に迷惑かけてなければよいが何とぞ不義理をせぬ様にとて、日々申された

りと。

かくの如く、心のまゝに狂い遊び何時家に戻り来るとて、誰一人として難じる者もなく、これではこまると言う顔色も見せず、大切にとりなし着る品は勿論世の中の進むにまかせ、流行物に遅れぬ様にと心づけ、当人の気もつかぬに大金を出しては求め来ては君を喜ばせんと、父上の御心を用いられしこと等は、凡人のなし得られぬことなりし。

君熟々考うるに、これまで過分の金銭を浪費し、充分なる放蕩もし、又近在の者には成し得られぬ栄耀栄華も仕つくし、京大阪の風俗も悟り、又あらゆる遊びも成したるが、未だ東京の情況を見もし、聞きもしたる事なければ、これより東京へ出て高尚なる愉快を極めたしと思いたち、五月二十三日の事なりしが、昼の中は田植えの手伝いをなし居り、夕刻より歯痛なりとて、父上より先に戻り、金銭の用意をなし、羽織かたびらその他の着類書類等の荷造をなし置き、時の移るを待ちい

たり。

夜の十時過ぎし頃、古き單物に細帯をしめ、
両親へは表へ納涼に行くといひ、家を出で郡
山より老婆の方位（即ち今の天理教本部）に
向つて黙礼し、轉じて郷里に向て養父母の意
中を察して、陰にいとまを告ぐるため涕を拭
て九拜し夜をおかして四日市へ出て、同所よ
り汽船に搭し横浜へ着、こゝに数日滞在し、
それより東京へ足を止めたり。

君の東京へ出るや、諸々の遊巷を徘徊し、
又は当時農商務省の官員・野口某の門を訪
い、同氏の君奇質英才あるを視てこれを愛
顧し、終に某食客となり省務を補け、ある
いは同氏の紹介により、各官省の情実を視
察し、傍ら諸道を研究し以て国家情状を覺
り得たること等は、長文なるを恐れ略す。

家内にては、両親始め一同時のうつるも帰
り来ぬをふしんに思い、彼様に見ぐるしき寝

間着の姿にて、遊にも行くまし、今日しも昼
の中よりの様子を考えれば、万一これまでの
放蕩にたゞの一度も意見をいたさず、心のま
まにいたしおかれたるを、面目なきに心得違
にてもして、井戸河のうちへはまりはせぬか
など、案じだしては心落ちつかず、近所へ
尋ねにだしても更に手が、りなく、これを聞
き伝えそれぞれの人集りこゝかしこと手配り
なし尋ね回るに、父上には老婆の許へ走り行
き神様へ伺いたり。

さあ／＼なにもかもとうらねば、あじが
わからんゆえ神がさしておくのや、あん
じるでない、いまとうらねばとうるとき
がない、けっこう／＼。

との御言葉なれど可愛一人の件、行先ばかり
でも教え下さる様にと願えども、何の御答も
なく老婆には只に笑い居らるゝゆえ、やむを
得ず立戻り日々心うつ／＼として其日／＼を

送たり。

此頃家族は四人なりしが、一日に五合炊きし飯米が食べ残る程にて、一同絶食同様にて案じ煩い、力なく／＼心をいたためおりに、東京より町所番地もなく無事に暮し居るとの郵便はがき届き、始めて無事なることは知れど、心は落ち着かず東京と計りにては尋ねる訳にもならず、是非とも一度訪ね出したしとは迄には神様の御はなしを聞き居りもし、十分御利益の程も感じ居る人に似ず、信心と云うこときらいなる性質にて、手を合せ神仏をおがむことなかりしが、君出奔せし以来、朝夕我手と神様へ燈明を備え、是非／＼一度家へ帰りくれる様にと一心に祈念せられたり。

毎夜、隣家の胡内庄兵衛なるものを、相談相手に招きては、他所にて知り人のなければ金を借ることもなるまじ。如何して暮しておらる、かとだん／＼の辛苦の末え、胡内氏に此家の取締りを頼みおき、夫婦にてほうしや賈いに身ごしらい致し、東京市中を二年三年

か、りても尋ね出さん事と心を定め、其用意をいたし居、折しも宿所の記載せし郵便の届きしゆえ、其喜び一かたならず。翌朝金子を為替にて送り、此金を旅費とし、又近所へめぐらしき土産等を沢山買うて戻れ、と頼む如くに色々なる事情を書き送りたる故、程もなく立戻りたり。時に七月中旬なり。

依て村中の方々を招き馳走をいたし、其喜びの程、思いやられたり。

然るに、君帰国いたせし後は、誰一人の意見がましき事言う者なく、只家中喜び勇み大切にいたしたるに、これまでも其挙動大に雲泥の変りにて、品行正しく遊びにとては、門先へも出ず、両親の許を離れず、孝養をつくさる事となり。

これまで君には、五年の間、気随氣俣に通じし中は、少しも身上におさわりつきしことなく、これ神様の許し置きたる故なればなり。

此度心をおさめて、老婆の許へ初めて参りしに、老婆には喜び勇み、

おちさん／＼、よくはやくかえられたね。

なにもかもおぼえておかにゃならん。おまえがほうとうするのとて、おっかさんがたび／＼ないてきて、こまりました。

さあ／＼ごくろうでした。

と、よろこばれたり。尤も幼年の時より幾可面となく参る度ことに、おちさん参りなすつたな、よく帰ってくれたな—と言われざる事なし。君には父上に相談の上、夜学を開き漢字算術諸礼等の教授を始めしに、忽ち生徒は座するに席なき程になり、人に接する親切丁寧なれば其父兄等、大に感動しさま／＼に放蕩中そしりし人々は面目なく、逢うことをこころに恥ぢ、かげにて尊敬するばかりなり。如斯しばらくの間に名譽を回復せし故、村民の推すところより村吏を与かり、日夜人のた

め繁雜なる働きをなされたり。これより妻を娶り（明治十四年十二月十一日を以て結婚の式を挙げたり）

夫人久子は生駒郡平端村大字長安寺、堀部伊三郎殿の三女にして其性伶俐、幼年より深く神仏に心を寄せ、数々靈夢によりて心をみがき、又は人の心を感動せしむる事等ありし、人となるに及んで父母に仕うるに孝に、殊に慈悲心深く常に我衣食を節し、貧困を救い人に樂みを与うるをたのしみの極みとなし、身を厭はづ貞操を守り、教祖より特に御水の授けを得、（他に御水の授け受けしものあれどもこれとは異なる所也）これにて太壽君、他出中御助けをなしたること等少なからず、夫人の日々行わせらるることは凡婦のよくなし得られぬ事のみなり。後日別書にのこす事とせん。

君には斯の如く数年間は家に居る事まれな

りしが、御水を戴きに来る者日々ある故、折節家へ戻らる、時に、汲みおき御助けに差支なかりしとは其心を用いられしと思ひ合すべし。これより此道を世界に広めんと、だんだん工風をいたし、逢う人毎に神様のはなしを取りつぎたるに、こ、かしこと人の集りて漸を聞かんという趣きなれば、従来の已待・庚申待という如きにいたし来り、追々多人数集りしが君には固より講社を組織する事を、御好みなかりし。

これよりさき、河内・山城等の国々に於ては講社の組織ありてだん／＼道を信する者、日に月に多かりし。こ、に龍田村に福本吉松という者ありて、此御道に心をよせ講社を募り、信徒は己がいうがまに／＼なびく故、これを機とし己が利を占めんと其工風にか、らんとするも、教理に制せられ其意をはたす事ならぬ故、己が手引したる講社を引つれ、奈良の人にて代言を渡世とせし、中村恒五郎なる者天輪教と唱え、三島の老婆の教にまねて、

講社を募集いたし居、折なればこれに部属して次第／＼に道ならぬ事を以て、地方人民を迷わすこと、なりしより、本部長・中山君には大に心配せられて、太壽君に講長となり、純然たる神理を布かしめば、十分邪教に迷う人を助けらるべしとの意に従い、積善講と名附け、熊川・胡内等のの人々、世話掛となり、講社の組織をなし、布教の手配をいたしたり。時十六年の春なりき。

老婆には、日々月々此道を募う者、国々へ蔓延するにつぎ、有形なる一個の身を以て、周く満天下を率いる能わず。大神より賜う処の前途二十五年の寿命を辞し、幽冥に在てこらがまもりをせんと仰せ、此さき／＼通るべき道すがらの事ども御論しありて、明治二十年正月二十六日、此世を去られたるより一層心をはげまし、この道を以て老婆の意をつぎ、広く世界を助けんと、一節に遺訓を守り、他力をかりず、広く布教に心を用いられたり。

然るに、老婆の在生中より、直正なる神慮

の世を救済わせ給うところより、此道をひらかせぬるとは、人智の悟り識ることに非されば、太政府にては此事あるを聞き、風土を紊乱する狡猾児の企つるものにして、良民を迷わし、私利を貪る事と信じ、大に撲滅に力を尽し警官をして種々なる制止方を行わせらるるも、却て信徒の心をかためさせ、其官の目をくゞり、眞の道を拡めんと数十年の辛苦の程は、筆紙のつくせぬところなり。

教祖の一年祭（翌年正月二十六日）をすませ、亜で公然教会所を東京にて名高き所に都属し、出頭せんと其相談せんとするも、巡査の見まわりきびしくして、集合する場所なく止むなく国々の熱心家は、四十名程思い／＼に姿を商人に擬し、又は札所参りに、或は漁夫に装い、簑笠を着しなどして人目にたゝぬ様、一人二人つゝ道を替え、飯田家へ集り協議の末、東京へ上て出願の手続をなす事とはなりぬ。

神様の此屋敷の因縁深きを後世に知らしむる為め、又も大神の人々を御引寄せ、この道の基礎を此水屋敷よりつけられたるならん。

此時神道本局に都属し、位置を下谷区稲荷町（今日の東分教会所＝東大教会）の所なり）に位置を定め。

これより漸次に国々へにほいが、り、日に月に盛大の勢を呈せり。君にも奔走せられて不治の病を救い癡疾者をたちどころに助けし如きは枚挙いとまあらず。

或時、熊川善四郎氏、其他一名をともないて、伊賀へ布教に出でられしに、一週間程悩みもなく、只食物のみならず湯茶等もめしあがらず、然れども身体健康にして、山坂等を越ゆるにも、兩人よりも早く、諸所にて御説教なさるゝ、多少しも常と異なるなく、兩人も永らく御絶食なさるゝを案じ、半途に帰国する事とはなり。御宅へ戻りては、食事は常にか

わる事なく、依て布教などにいでらる、御身上ではなかるへし。此上は神様の御ゆるしなきうちは御奔走なさらぬ様に、役員より御止め申たり。

講社は次第／＼に盛大となりし故、信徒の請願を容れて、二十五年六月七日、平安支教会設置を出願し、君会長の任を担いたるに、君には益々教祖の遺訓を固守し、専ら其獨りを慎み奢侈の念なく家産より護る潤益以て人にほどこし、講社に向ては本部へ納附する月々一錢の外は厘錢も徴収することならじと、役員へ申きかせ万一余に講社より金錢を贈る時は、これに一倍したる価額の品を返戻する心得なり。余が資産を失わざらしめんと思はば、一錢たるも受くるなかれ。幾百万の講社、宏莊華美なる教堂は、余が国より欲せざる所なり。少数なりとも眞実の人を友とし教理を実行し、仁心の根元をたしかむこそ、余の教祖への尽す道なりと、屢々かたられたり。

如斯き心を以て、日々通らる、故、他教会

の華美を尽し、隨て講社の勢力を得らる、と聞く毎に、世運のしからしむる事とはいふもの、教祖の心の中いかばかりやと申されては一大息しては涙を流し、黙し居らる、故、役員に於ても他の状況を知らしめざるように心を配りたり。

君には年を関するに隨い、御道の爲め、俱に語る人なきを悟り、本部役員に於ても御道に叶はぬ行いあるを察し、獨りに交わらぬようにとて御身は本部事務員にあらる、も、教祖の遺訓を守らぬ所に勤むるは、無益なりとて月並祭をつとむるのみにて、少しだも事務にあづからざりしなり。

然るに二十七年旧正月十日より、ふと御身上にさわりとなり。医師に診断せしめしに、肝臓腫にて大患なれば、容易に全治の見込なしと言わる、も、寒氣あれども敢て意とせず、数十日間絶食にても凡人の病氣と違い、小細工をなし居られては勇み笑うにも尋常の音声を発し、折々奇談をかたられたるも、附

添いし人の耳に止めおかざりしは、今日となりては口借しき次第なり。夫人にも手重き御病氣のこと、案じ居られしが、三月初旬に至り忘れたる如く快癒せられ、医師も大に驚かれしなり。然るに又、十一月に再発し、前と同様なることなれど、本部と平安の祭典日には列式せざることなし。此月二十日よりも絶食にてありしが、教務上にて二十九日、大阪へ趣き其帰路甚しく苦痛を覺えたれば、梅谷氏（船場分教会長）宅へ立寄りしに、益々病勢烈しく終に絶食せられし故、従僕の要藏其驚き一方ならず。会長様にもしかの事ありてはと狂氣の如くに心迫りしが、梅谷氏には神様に御願して、御息の授けをなされてのち、面部へ水をかけしに、君には忽然と大眼見開き、大音声にて、

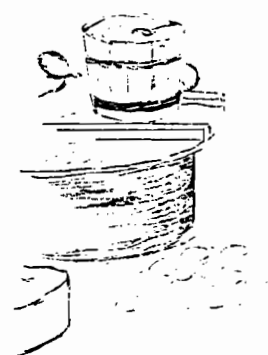
無礼なる、梅谷四郎兵衛、何をする、なみの人間と思うか、神だぞ／＼、神にその様なことするとは、なにことぞ、

と申されしかば、梅谷氏は平伏なし、ひたすら御詫いたし、要藏へも神様のなさる事なれば安心せよ、と懇ごろに御さとしなされし、しばらくありて息ふき返され、忽ち自由用叶う事となり。即時暇を告げ腕車に乗じて歸られたるは、実に只事にあらず。

翌年二十八年十月に腹痛あり。此時も十四五日絶食にて蜜柑の汁のみす、りいられたり。右全治の後は、異常なく日々琴・碁・尺八等を最愛し、昼は庭園を造り、銅鉄にて小なる室屋・宮殿・船体等の細工をなし、夜は音律を弄いとし、餘念なく児童の如き戯れをなし、ては此上なき楽しみとし、身には常に筒袖はうこなる粗服を着、粗食を好み、美味は人に与えて楽しみとして日々暮さる、に依り、本部役員は勿論、分支教会の次第／＼に講社のくるしむ情をしらずして、奢侈に流れ、衣食住の美は神様の我に徳を賜うところたまと、己が身のほどを省みず、自気随に通る人の悔い見下

ける処となり、時としては礼遇を失し、君を粗陋に取扱うと虽ども、却て喜び勇まる、故益々増長して痴愚にして物に感ぜぬ様になりしなど、嘲り笑い、御身上の尊き御因縁あらる、事のみならず、本なる御地場に道をつけられし。元なる御水屋敷という、最も尊き理のある事は皆人毎に知るところなれど、心の鏡に曇りの掛りし時は、貴きも賤しく重きも軽く思うは教育に乏しき人の常なり。これが為に、神野を蒙り居るも、目先にとられ、さとの力の薄きこそ人間心の浅ましけれ。

是までに御水は、五勺入の釣瓶を用い、御汲上げなされたるが、年毎に講社の盛大なるにより、明治二十七年春の大祭より、下図の如き五合入の釣瓶を造り、用いられたり。



君にはいかようの事ありとも心をにこさず、
教祖の遺訓を重んじ、にこ／＼と笑うを日々
のつとめとして、二十年の間一日の如くに潔
白なる心にて通られ、明治二十九年新暦三月
九日、教祖の十年祭より以来御本部へ参る毎
に、何となく心のたのしからずして曇れる思
しては、御宅へ戻るのをいそぎしが、五月よ
り何も御さわりと言うにはあらざれど、本部
に居らるゝ内は絶て飲食せられず。これより
しきりに御本部へ参ることをきらい、代理の
み遣いしたり。教務上よんどころなく旧暦九
月十八日、本部へ参りたるに同様に二十一
日に宅に寄り、夕に半わんの粥をめしあがら
れ、きげんよくおやすみなされしに、夜の二
時に、ふしぎや、夢かと見ればゆめにもあら
ず、幻にもあらず、枕辺に教祖様の赤き衣を
着て、御在命中の御姿にてあり／＼と現われ、

これ／＼ さあ／＼ 聞いておくれ
きょうではおまえにわかにはなしするもの

はない 二十一年以前のことは しって
いるやろ う さあ／＼ もらいうけたる
で ほんせきとさだめてあれども 人間
こゝろまぜてくれる ざんねん／＼

と仰せられながら、なみだを御流しになり、
又仰せに、

おれの苦勞したのも しっているやろ
そばの心もまるで世界なみ 別席と言
うて しているけれども これも世界なみ
口では真実の教えをしているけれども
心は違ふ ざんねん／＼でならぬ かい
ておくれ／＼／＼

との事故、ランプの燈を明るくして筆墨を見
つけんと思うまに、御姿は消えうせければ、
さては不思議よとおもいながらに、筆と紙を
持ちしに御耳うつしにて、だん／＼の御言葉
ありたれど爰に略す。

これより旧十月二十六日まで、四十日あまりに三四回御飯をめしあがりしのみにて、平生にすこしも替らず、御手細工をいたされ其夜四時に御耳うつしあり。翌月三日の朝四時なりしが、何となく心勇み、ねむられずありしに虚空に人ありて、もの言う如く、

かゝみことわり　みかゝみことわり　云云

と聞えし故、何をまつりますかと問えば、御答に、

サア／＼　けん／＼

その剣は木でいたしますか、かねで致しますかと御尋ねに、だん／＼作り方等の御断しありたれど、君思うに当時本部にては講社一般に、神璽を鏡にして齊まつらせんとて、数百万の鏡を鑄造に着手中此事とい、其他のこ

とも皆これ御本部へ対する一大事件なれば、誰にも聞かせもならず。去りとて神の御つげなれば、捨おきもならざるべけれど、時来らば神様よりこれに働く人を御引よせなさることならんと、其俤にして夫人へも御はなしもなく、日々音曲をのみ、楽しみ居られしが、十一月四日午前二時頃、勝手の雨戸を誰やら押あけ、男子の様子にて座敷へみし／＼と足音たかく奥の間に行く故、君には不思議と思召して誰よ／＼と問わせらるゝに、返答なければ、夫人を起し、ランプを御持せになり台所へ参り見れば、入口の雨戸解放してある故、盗賊にでも入りしやと奥の間より離れ座敷まで、御見回りなされても、更に人影の見えねば、其俤に捨おきたり。然るに又六日の午前二時、表より足音烈しく入来るより耳を聳て様子を窺い居りしに、スツト枕辺に顕われしを目をすまし見つめたるに、其長さ丈余（2メートル位）にして、茶色の鎧を着、兜には十二の菊の前竪に鍬形をうつたる者にして、

大剣を佩び、草履をはかれ、最厳なる御姿にて、り、しき御声をはなたれ、

さあ／＼使の神が来た／＼ その方はほろいやつや／＼ 本部へはなしをようせんそうな その方のことなら そんなことやろ まあい、わ／＼ かいておけいておけ

と仰せられ、御姿は消えたるに、筆を持しかば御耳移しにて、色々と御言葉あり筆を止めし時、

あすからこめたべ／＼

との仰あるか否、非常の空腹を覚えし故、夫人を御呼起しになり、焼さましの甘諸を食され、翌日より平素の如く食事す、まれたり。かく神様御せき込なれば、真実に心定めし人を御引寄せあるならんと待ちにまたれし折

しも、上田善兵衛氏（麴町支教会兼北分教会理事長）の参られければ、手を打て御喜びになり、春木幾造（平安支教会理事長）氏と別屋敷へ御招きに、これまでにありし次第を一細しく御断ありしかば、其よろこぶことかざりなし。然れども、御本部へ対し容易ならざる事なれば、秘して時をまたれたり。

これより兩人に於ては、心を合せ、交る／＼君に持し、油断なく心を配り居られしに、敢て異常もなく、日々勇み暮さるのみなりしが、或時（明治三十年旧四月二十五日）早朝より一層いさみ居られて言わる、に、今日は人が来る様に思わる、故、いそぎ掃除してくれよ、との事故、御座敷の御掃除いたしたるに、教祖は神様の御言葉のある時は、あくびが出る度々申されしが、わしも朝よりあくびが出るで、ねむくてならぬとて、床をひかせ、東枕にやすまれしが、枕辺におさ虫一ツ落ちしかば、西枕に寝直されしに、忽然と三人の武者君の枕を擁して立ち、中なる人の言わる、に

あのでまりをうて てまりをうてば だ
ちんやろ

とて、半弓と矢を渡されし故、と見れば、北
の方に三間隔だて、徑四寸ばかりの飾り玉
吊しありたり。一度て射まするかと申たるに、

さんべんまで ゆるす

其より矢をつがえ、兵と放せば玉より遙上へ
それたり。二の矢をつがえ、射しにおなじく
それ、三の矢を放ちに玉の心より上部に命中
せしかば、サア／＼、だちん／＼だちんおく
れと両手を出せしに、

筆々 ふでとれ

筆々と言わるゝを、夫人は次の間に子供に乳
を飲ませ居りしが、筆と紙墨等を持参せし時

は、君座しておられたり。これより御耳うつ
しありし御言葉は別冊に綴りてあり。

これよりだん／＼と、神様の御差図ありし
より、夫人は勿論、上田、春木兩人に於ても、
一心に神様の仰に心をかためしに、大神より
は、御本部改革の一点をしきりに御差図あり
し故、つとめの今日までに神慮に叶いしもの
を国々より御引寄せになり、大神の大道往還
を作らる、道具も日一日と加わり、勢力弥盛
にして、これより御水屋敷より、大神の下し
賜わる水晶の光にて鏡やしきの曇りを洗い、
社の人足、足並揃えて大改革を行う日も、又
近きにあらんと爾云。

明治三十年十一月二十二日、（陰曆十月二十八日）午後九時

神が、りありしに、上田善兵衛・春木幾造及び飯田久子の三名より、此度御水屋敷人足社署伝を綴り、本日出来せしかこれにて差支御座りませぬか、又それぞれの人に心得さして宜しきかと伺いしかば、

それでよい／＼　それでよいが　十分ど
こへいつでも教えをせにゃならん　みな
よく心におさめさせよ
これで棟上げやで　むねがあがったなら
しんばしら　ひかえばしら　じゅん／＼
さだめる　地かため十分せにゃならん
い、か／＼

武蔵国北足立郡蕨町

板倉　松操

中臣祓

高天原に神留り座す皇親神漏岐神漏美の
尊を以て八百萬神等を神集へに集へ賜い
神議りに議り賜いて吾皇御孫尊をば豊葦
原の水穂の國を安國と平けく所知食と事
依し奉りき如此依し奉りし國中に荒振る
神達を神問しに問し賜い神掃いに掃い賜
いて語問いし磐根樹の立草の垣葉をも
語止めて天の磐座放ち天の八重雲を伊
豆の千別に千別て天降り依し奉りき如此
依し奉りし四方の國中に大倭日高見の國
を安國と定め奉りて下つ磐根に宮柱太
敷く立て高天原に千木高知りて吾皇御孫
尊の美頭の御舎に仕へ奉りて天の御陰
日の御陰と隠り座して安國と平けく所知食
ん國中に成出ん天の益人等が過ちを犯し
けん雑々の罪事咎崇り天津罪とは畔を放

ち溝を埋め樋を放ち敷蔀串刺生剥
逆剥屎戸許々太久の罪を天津罪とは
法別て國津罪とは生の膚断、死の膚断、
白人古久美、己が母を犯せる罪、己が子を
犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せ
る罪、畜を犯せる罪、昆虫の災、高津神の
災、高津鳥の災、畜仆し虫物せる罪、
許々太久の罪を出でん。
如此出ては天津宣事を以て、天津金木を本打
切り末打断ちて千座の置座に置足はして、
天津菅曾を本打断ち末打切て八針に取辟て
天津祝詞の太祝詞の事を宣る。
如此宜らば、天津神者天磐戸を押開きて天
の八重雲を伊豆の千別に千別て所聞食ん。
國津神は高山の末短山の末に登り座て、
高山の伊惠理短山の伊惠理を撥別て所聞
食ん。如此所聞食てば、罪と云う罪、咎と
云う咎は在らずと。
科戸の風の天の八重雲を吹き放つ事の如く、

朝の御霧、夕の御霧を、朝風夕風の吹き掃う
事の如く。大津の辺に居る大船の舳舳鮮き放
ち舳舳鮮き放ちて、大海原に押放つ事の如く。
彼方や繁木が本を焼鎌の敏鎌を以て打掃う
事の如く。遣れる罪は在らずと、祓い賜い
清め賜う事を。

高山の末短山の末より佐久那太理に落ち滝
つ速川の瀬に座す。瀬織津此咩と云う神。

大海原に持出なん。如此持出なば荒塩の八
百会に座ます、速開都此咩と云う神。持ち可
かん。呑てん。如此可かん呑てば氣吹戸に座
ます。氣吹戸主と云う神氣吹放てん。

如此氣吹き放てば、根の国、底の国に座ま
す。速佐須良此咩と云う神、持ち佐須良此失い
てん。

如此失てば遣れる罪と云う罪、咎と云う咎
は在らずものをと。祓い賜い清め賜うと申す
事の由を。八百萬の神等諸共に左男鹿の八の
耳を振り立て、聞食めせと申す。

この中臣祓はもと大祓と云う。六月晦日
と十二月晦日に門裏の御門にて百官男女
のために祓したまへるおりに唱ふる祝詞
なり。

1 癩病人のこと、の説と新羅人、高麗人が
我國ではしない母を犯せる罪、子を犯せ
る罪などはこの二国の人々のすること。
2 世俗の光りもの、飛びもの、通りものな
どなり。

3 天狗の怪、或は家鳥家の門に入るなどの
類いなり。

4 これは今の狐つかひ四国にありと云う犬
神の類いなり。

5 こ、だくとは多くのと云うこと。

6 高き山、低き山に上り、末とは頂を云う。
7 伊惠理とは氣磨という詞、雲霧をさして
云う。

三種太極

吐普加身依身多女
寒言神尊利根陀見
波羅伊玉意喜餘目出玉

吐普加身依身多女

これは古の龜トの詞なり。龜トとは龜の甲を焼きてトをするなり。

寒言神尊利根陀見

これは唐土の周易の封名なり。
寒言等の八字は 坎艮震巽離坤兌乾の字音の假借なり。

六根清淨太極

天照皇太神の宜く。人は則ち天下の神の物なり。須く静め論まることを掌とる心は、則ち神明の本の主たり。心神を傷しむることなかれ。是の故に

目に諸の不淨を見て 心に諸の不淨を見ず
耳に諸の不淨を聞て 心に諸の不淨を聞ず
鼻に諸の不淨を嗅て 心に諸の不淨を嗅ず
口に諸の不淨を言て 心に諸の不淨を言ず
身に諸の不淨を觸て 心に諸の不淨を觸ず
意に諸の不淨を思て 心に諸の不淨を想ず
此の時に清く潔よきことあり。諸の法は影と像の如し。
清く淨れば假にも穢きこと無し。説を取らば得べからず。皆花よりぞ木実とは生る。
我身は即ち 六根清淨なり。

六根清淨なるが故に五臓の神君安寧なり。

五臟の神君安寧なるが故に

天地の神と同根なり。

天地の神と同根なるが故に

萬物の靈と同体なり。

萬物の靈と同体なるが故に

為す所の願ねがいとして成就じゆうじゆせずと云うこと無し。

² 無上靈宝。

³ 神道加持。

1 六根清淨

六根とは眼耳鼻舌身意の六をいへり。これを又六塵とも六欲とも云う。

2 無上靈宝

この上もなきすぐれたる靈妙ふしぎの宝たからなりと云うことなり。

3 神道加持

神明の尊き道の法りをもって加持祈禱きとをすることなれば、心の清きよかるは云うまでもなく願いのぞみの利益あることいぢゝるしと知るべし。

あとがき

本書は天理教教祖伝研究の上、貴重なる資料であるので教祖百年祭の年に上梓しました。

これは、恩師である民俗学者の一の瀬幸三先生の御厚意に依り『御水屋敷人足社略伝記』を入手させて頂きましたので、そのくづし字を読み下してみました。

又、文久四年、古田神紙管領系の古川豊後より守屋筑前守が没収した中山小嘉舞宛の裁許状も偶然の機会に村屋神社（奈良県磯城郡田原本町）にて発見されたので、この本の重みを増す上に加えました。

存命の教祖が、私達の前にはっきりと現われたような気さへいたします。